



令和4年度 募集案内（1号認定子ども）



社会福祉法人 久昌寺会

久昌寺保育園

認定区分について

当園の入園に際しては、教育・保育の必要性に応じた「保育の必要性の認定」をお住まいの市町村から受ける必要があります。保育の必要性の認定区分として・・・

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

満3歳以上の就学前の子ども

【2号認定子ども（保育認定《保育標準時間・保育短時間》）】

満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども

【3号認定子ども（保育認定《保育標準時間・保育短時間》）】

3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども

の、3つがあり、当園は幼保連携型認定こども園としてどの認定区分のお子様もお受けすることができます。また、園の在籍状況や、保護者の就労等の事由によって、入園後に認定区分を変更することも可能です。

受入予定人数

【1号認定子ども】

・満3歳児

若干名

・3歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生

・4歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生

・5歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生

若干名 ※直接園にお問い合わせください

※1号認定子ども満3歳児入園は、3歳の誕生日の翌月1日から入園できますのでご相談ください。

満3歳児は2歳児クラスでの受け入れとなります。

入園の流れ

(1)入園願書の配布：令和3年10月1日（木）から

※満3歳児のお子様に関しては、入園可能月の1～2か月前より願書を受付けします。

願書の提出は11月1日より受付けします。

(2)入園申込受付・親子面接：随時

・願書受け取り後、後日、説明会を行います。

・願書受付、説明会、面接、親子面接の日時については後日お電話にて連絡致します。

・入園願書には本人写真を添付してください。 ※40mm×40mm位、スナップ写真等の切り抜きでも可

・入園願書に所要事項記入捺印の上、願書を受理します。入園検定料2,000円をお納め下さい。

(3)入園手続き

・説明会、面接、親子面接終了後、入園内定の方へ、入園内定書を郵送します。その後、お住いの市町村に園を通じて認定申請を行い、認定証が交付された後、入園契約・入園許可となります。

※認定証は、申請書を市町村に提出後、一ヶ月程度で交付されます。来年度入園の受付をされた方は、入園説明会の日に認定証をお渡しします。

※応募が多数あった場合には、当園入園選考基準に基づいて、選考させていただきます。

(4)その他

【入園説明会について】

入園説明会（入園準備のための説明会）を開催します。詳しいご案内は 入園内定書の郵送の際、ご案内を同封致します。

【重要事項説明書について】

入園説明会にて、当園の重要事項について「重要事項説明書」をもとに説明します。内容に同意の上、署名・捺印をしたものを入園式の日に提出していただきます。

【教育・保育時間】

	教育時間	幼稚園型一時預かり保育※利用希望者のみ	
平日	9:00~13:00	7:00~9:00	13:00~19:00

※土曜日、行事の代休日、夏休み、冬休み、春休みについては、幼稚園型一時預かり（おひさまルーム）を利用できます。

【休園日】

日曜日、祝祭日、お盆、(8月14日~16日)、年末年始(12月28日~1月3日)の保育はありません。

【保育料（月額）】

※各世帯の所得に応じた保育料金となり、お住まいの市町村が定めた保育料を園にお支払いいただくこととなります。

※別紙の各市町村から示された1号認定子どもに係る保育料をご参照ください。

※毎月15日（休みの時翌営業日）に銀行振替（岩手銀行・北日本銀行・東北銀行・ゆうちょ銀行）となります。振替手数料が別途かかります。また手数料は銀行によって異なります。

【入園申込時の諸費用】

- ・入園検定料 2,000円 ※入園辞退または途中退園の場合の返金はありません。

【入園時の諸費用】

- ・クラス帽子 実費
- ・シールノート、シール 実費

【特定保育料】※毎月の保育料金等とともに銀行振替（各世帯1名分のみ）

施設等設備維持費 月額500円

【実費費用】※毎月の保育料等とともに銀行振替

- ・給食費 主食費 1,000円 副食費 3,500円
- ・その他実費で徴収させていただく集金（教材用品等追加注文・着替え販売）

【幼稚園型一時預かり保育料】

- ・金額等は別紙参照 ※利用者のみ徴収（保育料とともに銀行振替）

【その他】

- ※1 要支援児受入れについて  
入園については入園手続き前に当園までご相談ください。専門機関と連携をとり在園中も個別に対応しています。
- ※2 保育料滞納者の取扱い  
保育料を3ヶ月以上滞納した場合、市と協議の上、退園等の措置を取ることもありますので、お気をつけください。
- ※3 保育料等の銀行振替の開始は、入園した月の翌月からとなります。